**10　個人情報保護と人権**

**（１）個人情報をめぐる最新環境**

2017（平成29）年5月、個人情報保護法（以下、単に「法」）の改正法が全面施行された（その概要については、2018（平成30）年度版当会政策綱領「個人情報保護と人権」参照）。

しかし、2018（平成30）年には、米フェイスブックによる個人データの不正利用など、IT大手の不祥事が相次いで表面化した。就職情報サイトを運営する事業者が就職活動中の学生の内定を辞退する確率をAIで予測して企業に販売していたリクナビ問題では、2019（令和元）年8月、個人情報保護委員会（以下、「委員会」）が当該事業者に是正を求める勧告と指導を行っている。

また、個人情報の不正流出の原因が、近年、大きく変化している。これまで目立っていた機器の誤操作や内部関係者による不正などの人的要因は減り、ネットを通じた攻撃が大きな脅威になってきた。深刻な漏えい事案においては、コンピューターウイルスとネットへの不正アクセスが主な原因となりつつある。

このように、消費者意識の高まりとともに個人情報をめぐる環境は激変し、法規制面でも新たな対応が必要になってきた。

**（２）個人情報保護法の見直し**

**ア　中間整理の概要**

2017（平成29）年5月に全面施行された改正法では、3年ごとに施行の状況を確認し、必要に応じて所要の措置を講じることが、附則12条3項に定められている。したがって、2020（令和2）年には、法改正の予定である。

前記（１）の環境変化を踏まえ、2019（平成31）年4月、委員会は、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」（以下、「中間整理」）を公表した。その後の意見公募を経て、同年内にも最終案をとりまとめることになっている。

中間整理では、①個人情報に関する個人の権利の在り方、②漏えい報告の在り方、③事業者の自主的な取組を促す仕組みの在り方、④データ利活用に関する施策の在り方、⑤ペナルティの在り方、⑥域外適用・越境移転の在り方など、主に6項目の個別的な検討事項を示されている。

このうち特に実務的に注目すべきは、利用停止権の法定（前記①）、漏えい報告の義務化（②）、仮名化の導入（④）、罰金の強化・課徴金の導入（⑤）であろう。

**イ　利用停止権について**

委員会は、中間整理において「データ利用停止に関して個人の権利の範囲を広げる方法を検討する」とし、新たに利用停止権を設ける方針を明らかにした。利用停止権とは、個人が企業に自分のデータの利用を停止できる権利であり、IT大手が収集するインターネットの閲覧履歴などの個人データについて、個人からの利用停止要求に応じることを事業者に義務付けるものである。

欧州の一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）では、個人データの利用停止を何時でも行うことできるが、我が国の現行法上、利用停止は不正取得時や目的外利用の場合に限って可能とされている（法30条）。そこで、利用停止権の範囲を拡大することにより、個人がデータの使われ方をコントロールできる仕組みを用意し、企業のデータ活用を進める一方で、不適切な乱用を防止しようという趣旨である。

これが立法化されれば、自分の情報の利用をダイレクトメールの送付に限ることなどができ、自分のデータをマーケティングに使わないで欲しいということや、第三者提供以外の使用は許可するといった限定的な利用を請求することができるようになる。また、データ利用でいったん同意した内容を撤回することも可能となり、個人情報の保護が前進するであろう。

**ウ　仮名化の導入**

現行法では、個人を認識できないように個人情報を加工した匿名加工情報が活用されているが（法2条9項）、GDPR には、匿名化のほかに「仮名化」という仕組みがある。仮名化（*Pseudonymisation*）とは、個人のデータを仮名にして本人を直接特定できないようにすることをいう。たとえば、氏名・性別・年齢・住所からなる個人データについて、氏名と住所を記号に置き換え、当該個人を特定できないようにすれば、かかる「仮名情報」をデータの利用停止や開示請求の対象外とすることができる。

わが国においても、経済界を中心に仮名化の導入の要望があり、中間整理では、国際的な動向も踏まえて具体的に検討していく必要があるとしている。

**エ　漏えい報告の義務化**

中間整理では、個人情報を漏えいした事業者に報告を義務づけ、違反した場合には勧告・命令などで是正を求める方向が示され、報告義務の対象や基準も今後検討される。

インターネットやSNSの普及により、個人情報漏えいが重大な事態に発展する傾向にあるが、現行法上、その報告は努力義務に留まっている（委員会告示1号2(5)・3）に過ぎない。他方、GDPRでは漏えいから72時間以内の報告義務を課すなど、法的に報告を義務化している国が多い。

委員会によれば、漏えい件数・重要情報（病歴・犯罪歴等）の有無・暗号化の程度などを報告基準の対象とするが、基準に満たない軽微案件は報告を求めず、企業側に過度な負担にならないようにする予定である。

**オ　罰金の強化・課徴金の導入**

現行法上、個人情報取扱事業者に対するペナルティは、最大でも1年以下の懲役または50万円以下の罰金である（情報漏えいに関する罰則、法83条）。この点、GDPRでは、2000万ユーロまたは前年度の全世界総売上高の4％のうち高い方を上限とする課徴金が定められており、我が国に比較して罰則が厳しい。

かかる状況下、我が国のペナルティには実効性が乏しいとの意見もあり、罰金上限を引き上げるとともに、課徴金を導入することも検討課題となっている。

（**３）今後の実務的な課題**

**ア　中間整理の問題点**

利用停止の範囲が拡大された場合、事業者側が請求に応じないときには、委員会が介入する制度などが想定されるが、その具体的な内容は不明である。事業者側としては、利用停止の窓口の作成や、停止の自動化などの対応に迫られるなど、個人情報にかかる管理コストが上昇する可能性は高い。また、個人情報をAIで分析する与信サービスや顧客の購買履歴をもとにした需要予測などを進める際に、実務的には本人の意向確認が一層重要になるであろう。

ところで、現行法は、開示等請求の具体的権利性を認めている（法34条1項）。したがって、改正後は、本人が事業者に対し、裁判上も利用停止を請求できることとなろう。その場合、悪質クレーマー等による濫訴事例には、引き続きの注意が必要である。

　要件の緩和された「仮名情報」の導入により、企業のコスト負担は軽減され、データ利活用も促進される。ただし、匿名加工情報との比較において、どの程度の要件緩和が図られるのかは現時点で判然としない。他方、杜撰な仮名化やプロファイリング（散在する個人情報の照合）によるプライバシー侵害の危険性も相対的に高まるであろうことは否定できない。

法違反に対する制裁として、独禁法や金融商品取引法と同様に、罰金と課徴金との併科が定められるならば、二重処罰の禁止（憲法39条）との整合性も再度吟味する必要があろう（独禁法に関し、東高判平成5年5月21日判時1474号31頁参照）。

なお、改正の見送りが想定される項目として、「忘れられる権利」がある。忘れられる権利とは、個人が望まないデータの消去を事業者に請求できる（たとえば、サイト上に各種の個人情報が公開され、これが長年にわたって消えずに残っていることに対し、過去の個人にまつわる情報の抹消を請求する）権利をいう。個人情報を完全に消去すると、データ利用に関する情報も消去されてしまい、当該個人が再度サービスを利用する際には、企業側に相応のコストが生じ、利便性を欠くことから、委員会はその導入に消極的だとされている（東高決平成28年7月12日グーグル検索事件では、忘れられる権利について「法的に定められたものではなく要件や効果が明確ではない」と判示した）。この点は、さらに3年後の見直しに向け、議論の推移を見守る必要があるだろう。

　　　中間整理で示された諸論点には、そのほかにも実務的な課題が多い。

　**イ　独禁法上の課題**

公正取引委員会は、デジタル・プラットフォーマー（いわゆる「GAFA」を代表とする巨大IT企業）と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用規制の考え方を明確化するため、2019（令和元）年8月29日、「デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）」を作成・公表した。意見公募を経て、2019（令和元）年秋にも指針が決定される予定となっている。

これは、巨大IT企業による個人データの不適切な利用を規制するための指針案であり、たとえば、個人の同意を得ずに位置情報・購買履歴等のデータを利用すれば、「優越的地位の濫用」（独禁法19条・一般指定14号）に該当する旨を示唆する。独禁法違反（優越的地位の濫用）に当たる具体的事例としては、①利用目的を知らせない（法18条）、②利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取得・利用する（法16条）、③適切な安全管理をしない（同20条）、④同意を得ずに第三者提供する（法23条）、⑤従前と同じサービスを提供しながら追加で個人情報を取得する、などが示されている。また、サイト上の長文規約を明示したのみで、その趣旨が利用者に伝わっているといえないような場合には、消費者の同意を得たとは解されない点なども指摘されている。

このように、個人情報の保護については、独禁法上の規制の動向にも注目しなければならない。

**ウ　ビッグデータとプライバシー**

最近のスマートフォンやSNSの普及により、ビッグデータのビジネス利用のプライバシー侵害や悪評などのリスクが顕在化しつつある。特に仮名化に関する法改正や公取委指針の策定に伴い、ビックデータとプライバシーとの関係が重要な課題となってくる。

この点、現代的なプライバシー侵害事案では、当該個人の感受性ではなく、「一般人の感受性」を基準としている（最判平成15年9月12日判時1837号3頁「早稲田大学講演会名簿提出事件」）。また、受忍限度を超える場合にだけ、プライバシー侵害が認定される傾向にある（福岡高判平成24年7月13日判例集未登載「ストリートビュー事件」）。

したがって、事業者の側においても、受忍限度を引き上げるためには、できる限り情報の利用目的・使用状況・利便性等の説明をし、情報主体である本人の納得感を得るよう努力すべきであろう。本人の納得感を得られるならば、受忍の許容範囲も拡大するからである。

**（４）われわれ弁護士はどう行動すべきか**

まずは、個人情報をめぐる状況や価値観の変化に応じ、情報リスクに対する目配りが一層重要となる。たとえば、昨今の情報漏えい事案を踏まえて、消費者・個人の側からは、個人データの不正利用を監視する要請が高まっている。また、法改正に向けては、「仮名情報」の導入によって、不適切な仮名化やプロファイリングによるプライバシー侵害の危険性も顕在化する。さらに、利用停止の範囲拡大により、個人の意志でデータがどう利用されるかを指示できるようになるため、個々人が、各事業者に対して、どのような利用形態を望み、また望まないかを吟味・検討するようになるであろう。弁護士としては、こうした事例への対応に関する法律相談の件数・頻度は格段に増加するものと思われる。

他方、事業者の側では、利用停止に関する具体策や、本人の意向確認が重要となるため、弁護士としても、そうした実務対応に配慮する必要がある。また、仮名化の具体的な要件については、実務的に関心の高いところであろう。こうした問合せにも的確に対処しなければならない。個人情報漏えいの報告が義務化される可能性も高いため、漏えい時の対応を再点検すべきである。さらには、罰金の強化や課徴金の導入を見据えて、不正行為の発生防止体制の整備に関する助言も求められるであろう。

個人情報保護法の改正については、いずれの項目も詳細が不確定な現況にあるから、何よりも今後の動向を注視する必要がある。さらには、GDPRに続き、2020（令和2）年1月からは、米国カリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）が施行される。我が国企業としても、こうした諸外国の個人情報保護法制の対応を推進していくことが重要かつ喫緊の課題である。

以上の状況を踏まえれば、個人情報の保護が問題となる場面がますます増えていくものと思われる。したがって、われわれ弁護士としては、これらの救済申立てや交渉について適切に対応していく必要があろう。